

島根県におけるニホンザル生息実態調査結果の概要

～2021年度の生息、被害および対策～

I. はじめに

本県におけるニホンザル（以下、「サル」という。）の生息は、隠岐諸島を除くほぼ全域に分布し、1989年から実施した6回にわたる聞き取り調査からは、県東部、中央部および西部の地域の中で、集中してサルの群れが分布する地域を認めた（金森ら、1994ほか）。前回の2007年度調査（以下、「前回調査」という。）では、10市町に約49群れ、1,730頭と推定されている（澤田ら、2010）。

このたび、直近のサルの生息実態を把握するため、2021年度にサルの群れ等の調査を実施した。

II. 群れの分布および推定個体数

1. 調査方法

2021年8～11月にサルの群れの生息情報のあった13市町において、群れ数、個体数および群れの行動域について、鳥獣保護管理員、猟友会員などを対象に、聞き取り調査を実施した。

2. 調査結果

1) 群れの分布と個体数

群れの分布域は、前回調査の10市町から13市町に拡大し、新たに3市町でサルの群れを確認した。群れ数と個体数は、前回調査時の約49群れ、1,730頭から約63群れ、2,410頭へと増加した（表1）。各群れの頭数は10～80頭、多くは30～50頭で構成されていた（図1）。前回調査と同様、県東部、中央部および西部の地域の中で、集中してサルの群れが分布する地域を認めたが、新たに確認された旧浜田市海岸部を中心とした1群れは、中央部および西部の分布域のいずれからも離れていたため、「飛地」とした（表2、図2）。

表1 前回調査との群れ数等の比較

	2007年度 調査	2021年度 調査
群れ分布市町数	10	13
群れ数	49	63
個体数	1,730	2,410

表2 2021年度調査の地域ごとの群れ数等

	県東部	中央部	西部	飛地
群れ分布市町数	2	7	3	1
群れ数	6	37	19	1
個体数	200	1,500	690	20

新たにサルの群れを確認した3市町について、出雲市は旧多伎町と旧大田市にまたがる1群れを、飯南町は旧頓原町と旧邑智町にまたがる1群れを新たに確認した。奥出雲町は、旧木次町の1群れが隣接した旧仁多町に侵入した群れであった。浜田市においては、旧旭町の群れが確認されなかったが、旧浜田市に新たな1群れを確認した。

前回調査でサルの分布が認められた市町の多くでは、群れの行動域の拡大、新たな群れの形成などを確認した。

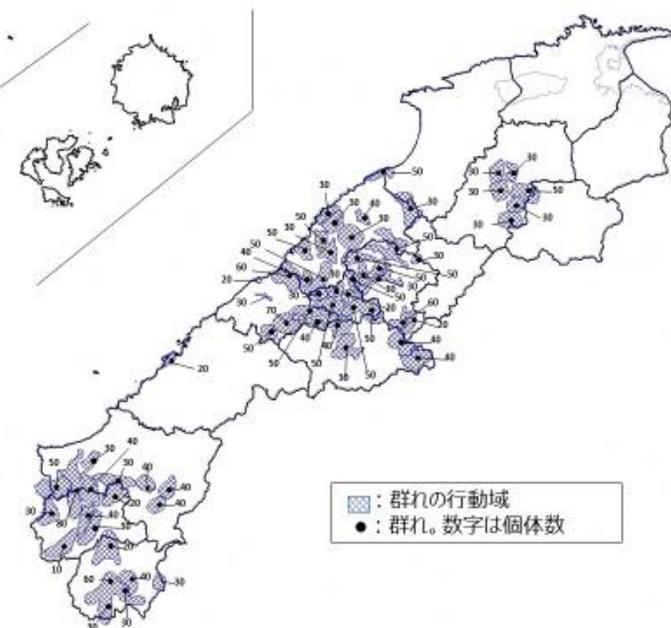


図1 ニホンザルの群れ分布（2021年度調査）

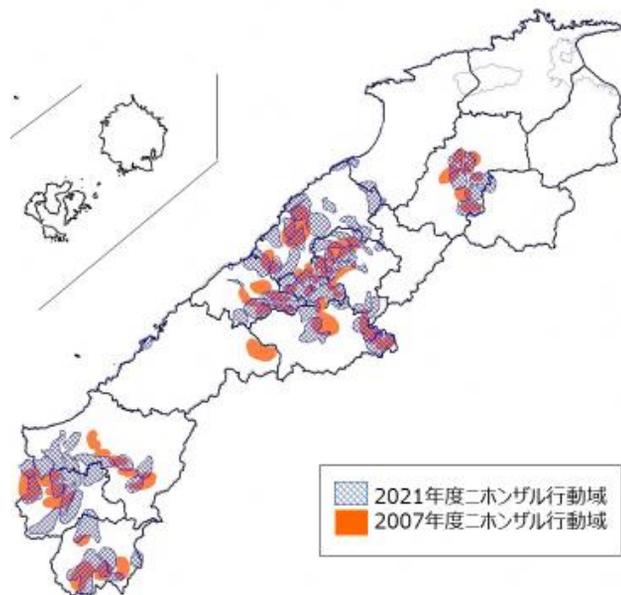


図2 2007年度調査の群れの行動域との比較

Ⅲ. 加害レベル、被害および対策の状況

1. 調査方法

2021年度にサルの群れ等を調査した市町において、「環境省 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（二ホンザル・平成27年度）」に基づいて、加害レベルを6段階に区分して、また、被害を受けた農林作物の品目、発生時期、被害を受けていない農林作物の品目および被害対策などについて、聞き取り調査を行った。

2. 調査結果

1) 加害レベル

県内の群れは、加害レベル4以上が中央部、西部の35群れで、64%を占めた。このうち、中央部は加害レベル0に区分された1群れがあったが、全体的に被害が大きく、加害レベル5の群れが8群れ認められ、加害レベル4以上は24群れ75%を占めた。

なお、加害レベルを判定するに十分な情報が得られなかった群れは、8群れあった。

表3 加害レベルごとの群れ数

加害レベル	県東部		中央部		西部		飛地〔浜田市〕		合計	
	群れ数	割合(%)	群れ数	割合(%)	群れ数	割合(%)	群れ数	割合(%)	群れ数	割合(%)
0	0	—	1	3	0	—	0	—	1	2
1	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
2	1	17	3	9	1	6	1	100	6	11
3	5	83	4	13	4	25	0	—	13	24
4	0	—	16	50	11	69	0	—	27	49
5	0	—	8	25	0	—	0	—	8	14

* 加害レベル別にみた群れの状況のイメージ

0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので、被害はない。

1：サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

2：サルの群れの出没は季節的で、農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。

3：サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害をだしている。

4：サルの群れ全体が、通年耕作地近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。

5：サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため、被害防除対策の効果が少ない。

2) 農林作物への被害

被害程度には差があるものの、群れが分布するすべての市町で被害発生を認めた。被害形態は、農作物や果樹などへの食害、農作物の栽培地からの引き抜き害などであった。これらの被害は、農作物34品目、果樹21品目および特用作物など5品目の合計60品目であった。このうち、複数の市町で激害と報告を受けた作物名は、カボチャ、トウモロコシ、タマネギ、イネ、サツマイモ、ダイズ、ネギ、ダイコン、ニンジン、ハクサイ、アズキ、エンドウマメ、カキ、クリ、ビワおよびシイタケであった。被害作物は、前回調査と比べて果樹を中心に7品目増えた。

なお、被害を受けていない農作物は、回答のあった11市町において、農作物20品目、果樹7品目および特用作物など2品目の合計29品目であった。このうち、複数市町で被害を受けていないと報告のあった作物名は、ウメ、トウガラシ、ピーマン、ゴボウ、サトイモ、コンニャク、シュンギク、エゴマ、ソバ、ニンニク、ウメ、キウイおよびチャノキであった。前回調査では、「被害を受けなかったまたは受け難かった農作物」として21品目あげられ、8品目増えた。

3) 被害対策

被害防止の捕獲（有害捕獲）は、群れが生息する13市町のうち12市町で実施されており、許可期間は概ね通年であった。捕獲方法は、銃器とわなが8市町、銃器のみが2市町、わなのみが2市であった。わなの種類は、「地獄檻」と呼ばれる囲いわな（写真1）、箱わなおよびくりわながあげられ、市町により単独、または組み合わせて許可をしていた。

侵入防護柵は、電気柵、ネット柵、支柱に竹を使用してネットで囲った高さ3mの柵およびワイヤーメッシュ柵（下段）＋2～4段の電気柵（上段）の複合柵などがあげられた。特に、複合柵は7市町において、下段と上段の組み合わせや上段の電気柵の段数が異なるなど、それぞれの現場で工夫されていた。

追い払いは、駆除雷、ロケット花火および銃器による方法などがあげられた。多くの市町では、馴れたら効果がないこと、可能な限り山の中まで追い上げる必要性を回答された。



写真1 地獄檻と呼ばれる囲いわな